

平成 27 年 2 月 2 日公開の「新聞未購読世帯への浪速区広報紙（平成 27 年 4 月号～平成 28 年 3 月号）配付業務委託（概算契約）」の仕様書及び契約書について誤りがあったため、次のとおり訂正しましたのでご確認ください。

○仕様書正誤表

	誤	正
6 ページ目 特記仕様書	発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当部署である浪速区役所総務課（総務）（連絡先：06-6647-9683）に報告しなければならない。	発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当部署である浪速区役所総務課（総務）（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 不適正な契約事案に関する問合せ 大阪市浪速区役所総務課 電話：06-4302-9625 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 不適正な契約事案に関する問合せ 大阪市浪速区役所総務課 電話：06-6647-9625 </div>

○契約書正誤表

	誤	正
19 ページ 特記仕様書	発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務担当（連絡先：06-6647-9942）に報告しなければならない。	発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務担当（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。